

# 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）」概要

## 表紙

記載項目	概要
評価書名	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	福岡県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

## I 基本情報

記載項目	概要
事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
事務の内容	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>福岡県は、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。</p> <p>具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</li> <li>② 市町村からの本人確認情報（*）に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知</li> <li>③ 福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執</li> </ul>

	<p>行機関への提供又は他の部署への移転</p> <p>④ 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>⑤ 機構への本人確認情報の照会</p> <p>* 本人確認情報とは、4情報（氏名、性別、生年月日及び住所の4つの情報のことをいう。以下同じ。）、住民票コード、個人番号及び変更情報のことをいう。以下同じ。</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>福岡県は、「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。</p> <p>① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p> <p>② 市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知</p> <p>③ 福岡県知事から附票本人確認情報に係る福岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転</p> <p>④ 住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>⑤ 機構への附票本人確認情報の照会</p>
システムの名称	<p>(1) 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>(2) 附票連携システム</p>
特定個人情報ファイル名	<p>(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル</p> <p>(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>
ファイルを取り扱う理由	<p>(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル</p> <p>転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として取り扱う。</p> <p>(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>

	<p>国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として取り扱う。</p>
個人番号利用の根拠	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7条（住民票の記載事項）</li> <li>・ 第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）</li> <li>・ 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）</li> <li>・ 第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）</li> <li>・ 第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報）</li> <li>・ 第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）</li> <li>・ 第30条の15（本人確認情報の利用）</li> <li>・ 第30条の22（市町村間の連絡調整等）</li> <li>・ 第30条の32（自己の本人確認情報の開示）</li> <li>・ 第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）</li> <li>・ 第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）</li> </ul>
情報提供ネットワークシステムによる情報連携の有無	無
評価担当部署	企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課

## II 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	概要
特定個人情報ファイル名	（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル
ファイルに記録される項目	個人番号、4情報、住民票コード等
特定個人情報の入手・使用	<p>入手：住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。</p> <p>使用：福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。</p>
ファイルの取扱いの委託	<p>以下の業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務</li> <li>・ 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務</li> </ul>

特定個人情報の提供・移転	提供先：地方公共団体情報システム機構、福岡県の他の執行機関、 住基法上の住民 移転先：福岡県の他の部署
特定個人情報の保管・消去	保管：都道府県サーバの集約センターにおいては、施錠管理及び 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管す る。 福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる 場所に保管する。 消去：都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデー タをシステムにて自動判別し消去する。
特定個人情報ファイル名	(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
ファイルに記録される項目	個人番号、4情報、住民票コード等
特定個人情報の入手・使用	入手：戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作 成（出生等）が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、福岡県の他の執行機関等 から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人 番号をその都度抽出する場合がある。 使用：福岡県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有 し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。
ファイルの取扱いの委託	以下の業務を委託する。 ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機 器等の運用管理及びソフトウェア保守業務
特定個人情報の提供・移転	提供先：福岡県の他の執行機関 移転先：福岡県の他の部署
特定個人情報の保管・消去	保管：附票都道府県サーバの集約センターにおいては、施錠管理 及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保 管する。 福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる 場所に保管する。 消去：一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	概要
特定個人情報ファイル名	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

<p>特定個人情報の入手</p>	<p>本人確認情報を更新する際の特定個人情報の入手経路は、マスター（既存住基システム）に直結した市町村CSからに限られている。また、更新する対象者が真正なる本人であり、かつ、変更内容が正確であるかどうかは市町村が変更事項の受付時に厳格に審査しており、特定個人情報の目的外の入手や不適切な方法による入手を防止している。</p> <p>県のサーバと市町村CSとを接続するネットワーク回線に専用回線を用い、送信情報の暗号化を実施するなどの措置を講じており、また、市町村CSから県サーバへの特定個人情報の更新は、操作者の人為的なアクセスが介在せず、全て自動処理で行い、特定個人情報の漏えい、紛失を防止している。</p>
<p>特定個人情報の使用</p>	<p>附票連携システムを除き、他システムとの接続は行わない。都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携・入手する場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。また、生体認証による操作者認証により、アクセス権限がない者の利用を防止する。さらに、システムの操作履歴により、不適切な利用を行っていないかを随時確認する。</p>
<p>ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託業者選定については、必要な社会的信用と能力を設定している。</p> <p>委託業者の作業者を限定するとともに、アクセス権限を最小限のものとし、アクセスログや媒体授受の取扱い記録を残す。また、特定個人情報の消去のルールを徹底させ、契約書においては、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を明記している。</p>
<p>特定個人情報の提供・移転</p>	<p>○県が特定個人情報を全国サーバへ提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。全国サーバへの提供は相互認証を実施している</li> </ul> <p>○県担当部署（行財政支援課）が他の執行機関や他部署へ提供・移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供・移転の記録（提供、移転の日時、操作者等）をシステ</li> </ul>

	<p>ムで管理、保持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 媒体への出力が必要な場合は、逐一出力の記録を残す。</li> <li>• 誤って他人の情報を提供することがないように、特定個人情報の正当性を逐一個人番号等で照合する。</li> <li>• 提供方法は、フラッシュメモリの直接受け渡し、又は庁内ネットワークのメールシステムで相手方が指定した PW を施し送付する。</li> </ul>
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない。
特定個人情報の保管・消去	<p>都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。</p> <p>福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所へ保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新などの対応を行う。</p> <p>磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容消去、破壊等を行うとともに、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p>帳票については、福岡県文書管理規程等に基づき、定められた期間のみ保管するとともに、廃棄時には裁断、溶解等、当該文書に記録された情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものとする。</p>
特定個人情報ファイル名	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
特定個人情報の入手	<p>特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。また、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。</p> <p>県のサーバと市町村CSとを接続するネットワーク回線に専用回線を用い、送信情報の暗号化を実施するなどの措置を講じており、また、市町村CSから県サーバへの特定個人情報の入手は、操作者の人為的なアクセスが介在せず、全て自動処理で行い、特定個人情報の漏えい、紛失を防止している。</p> <p>個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファ</p>

	<p>イルに保存される段階で正確性が確保されている。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。</p>
特定個人情報の使用	<p>住民基本台帳ネットワークシステムを除き、他システムとの接続は行わない。附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、番号法で認められた場合に限り、福岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携・入手する場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。また、生体認証による操作者認証により、アクセス権限がない者の利用を防止する。さらに、システムの操作履歴により、不適切な利用を行っていないかを随時確認する。</p>
ファイルの取扱いの委託	<p>委託業者選定については、必要な社会的信用と能力を設定している。</p> <p>委託業者の作業者を限定するとともに、アクセス権限を最小限のものとし、アクセスログや媒体授受の取扱い記録を残す。また、特定個人情報の消去のルールを徹底させ、契約書においては、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を明記している。</p>
特定個人情報の提供・移転	<p>○県が特定個人情報を附票全国サーバへ提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</li> </ul> <p>附票全国サーバへの提供は相互認証を実施している</p> <p>○県担当部署（行財政支援課）が他の執行機関や他部署へ提供・移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供・移転の記録（提供、移転の日時、操作者等）をシステムで管理、保持する。</li> <li>・媒体への出力が必要な場合は、逐一出力の記録を残す。</li> <li>・照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転する。</li> <li>・提供方法は、フラッシュメモリの直接受け渡し、又は庁内ネットワークのメールシステムで相手方が指定した PW を施し送付する。</li> </ul>
情報提供ネットワークシステムとの接続	<p>接続しない。</p>

特定個人情報の保管・消去	<p>附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。</p> <p>福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所へ保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新などの対応を行う。</p> <p>磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容消去、破壊等を行うとともに、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p>帳票については、福岡県文書管理規程等に基づき、定められた期間のみ保管するとともに、廃棄時には裁断、溶解等、当該文書に記録された情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものとする。</p>
--------------	--

#### IV その他のリスク対策

記載項目	概要
監査	セキュリティに関する自己点検や外部監査を行う。
従業員に対する教育・啓発	操作方法や禁止事項等に関する研修会及びセキュリティに関する研修会を行う。

#### V 開示請求、問合せ

記載項目	概要
開示等請求先	福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3072
ファイルの取扱いに関する問合せ先	同上

#### VI 評価実施手続

記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。
住民等からの意見聴取	県のホームページへの掲載及び行財政支援課への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。